

第4章 定量的な目標値及び計画の進行管理等の検討

1. 目標値の設定

(1) 拠点性に係る目標指標

目標指標

都市機能誘導区域内の都市機能の数

<指標の考え方>

現在、都市機能誘導区域内にある指定都市機能施設の機能（種類）数は39ですが、施設の維持や立地・誘導により、都市機能数を向上させていくことを目標とします。



目標指標

居住推進区域内の人口密度

<指標の考え方>

令和2（2020）年の市街化区域内（面積1,736ha）の人口は48,732人で、人口密度は28.1人/haとなりますが、居住推進区域内（面積1,309ha）の人口は46,533人で、人口密度は35.5人/haまで上昇します。市の独自推計では令和17（2035）年の居住推進区域内人口は42,110人まで減少すると推計されますので、今後、日向市総合戦略や本計画に基づく誘導施策等の推進により、人口減少を5%抑制することで、令和17（2035）年に居住推進区域内人口を42,331人確保し、人口密度32.3人/haとすることを目標とします。



目標指標

都市公園及び児童遊園の施設数

<指標の考え方>

公園は、都市の良好な景観の形成と防災力の向上、住民の子育てや健康づくり等に寄与している施設です。現在、本市は、都市公園69施設と児童遊園6施設を管理しており、また、財光寺南土地区画整理事業や日向市駅周辺土地区画整理事業において新たな都市公園を整備中です。これらの公園施設について、維持・拡充していくことを目標とします。



(2) 連携性に係る目標指標

目標指標 **市民バスの年間利用者数**

<指標の考え方>

今後、本市の人口減少は進みますが、減少の内訳としては、老年人口以外の人口が減少し、老年人口自体は、令和2(2020)年の19,624人から、令和17(2035)年は19,358人と横ばいで推移すると推計されることから、「日向・東臼杵地域公共交通網形成計画」と連携した市民バス利用者の維持・拡充の推進により、現在の市民バス利用者数を維持していくことを目標とします。



目標指標 **基幹的交通ネットワークの運行系統数**

<指標の考え方>

日向・東臼杵地域公共交通網形成計画と連携し、人口減少社会においても地域や各拠点を結ぶ基幹的交通ネットワークの運行系統の維持を目標とします。



※市内を運行する路線バス、市民バスの運行系統数

(現状)

- 路線バス (6系統)、ぶらっとバス (8系統)、南部ぶらっとバス (1系統)、
- 乗合バスとうごう (5系統)
- 乗合バスなんぶ (3系統)、乗合タクシーほそしま (1系統)

(3) 安全性に係る目標指標

目標指標

地区防災計画を策定済の地区数

<指標の考え方>

平成 25 (2013) 年 6 月の災害対策基本法改正において、地区居住者等により、地区に起きる災害と、そのための準備と災害時の行動を定める「地区防災計画」制度が創設されました。本市では、令和 2 (2020) 年 12 月末時点で、3 地区（長江区、公園通り区、曙区）が「地区防災計画」を策定しており、現在 4 地区が計画策定に取り組んでいますので、5 年後には 10 地区の策定完了を目指し、その後は、策定済地区数の向上を目標とします。



目標指標

避難確保計画を策定済の要配慮者利用施設の割合

<指標の考え方>

平成 29 (2017) 年 6 月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の所有者または管理者は洪水・土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」作成が義務づけられました。本市では、令和 2 (2020) 年 12 月末時点で、38 施設中、34 施設が計画を策定し、策定率は 89.5%となっています。5 年後までに策定率 100%を目指し、その後は、要配慮者利用施設が増加した場合も策定率 100%を維持していくことを目標とします。



目標指標

津波災害に対する早期避難率

<指標の考え方>

県が実施する県民意識調査において、「就寝中の大地震に避難をするか」という調査結果をもとに算出した早期避難率において、平成 30 (2018) 年の調査結果 56%を基準として、5 年後には、地震・津波による想定犠牲者数が 650 人まで減少するとされる 70%を目指し、令和 17 (2035) 年には更なる向上を図ることを目標とします。

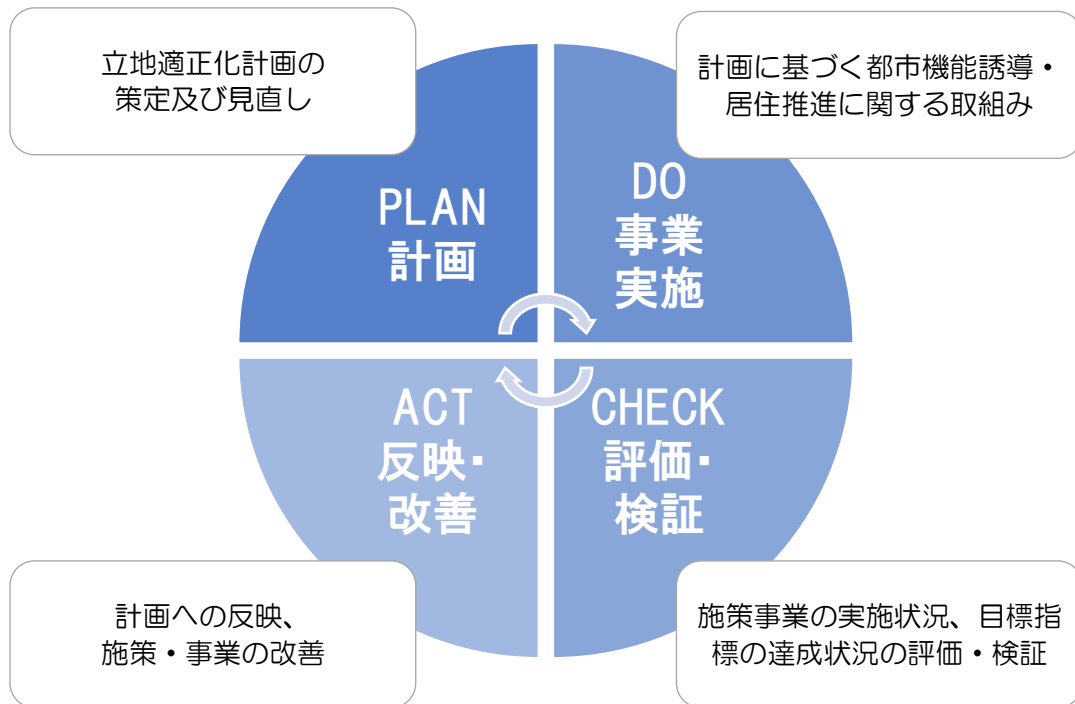


2. 計画の進行管理と見直しについて

(1) PDCAサイクルによる進行管理

拠点性・安全性を高める持続可能な都市構造の形成の実現に向けて、本計画で位置づけた目標や都市機能誘導・居住推進の方針・施策を推進します。それぞれの進捗状況については、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その効果・成果を点検・評価（Check）し、必要な改善策（Act）を講じながら、計画の質的向上につなげる「PDCA サイクル」によって、概ね5年ごとに進行管理を行います。

■PDCA サイクルのイメージ



(2) 社会情勢の変化に応じた計画の見直し

本計画は、15年後の令和17(2035)年を見据えた長期的な計画となります。立地適正化計画は、時間軸をもって段階的に都市機能誘導・居住推進を図ることが求められるため、PDCA サイクルに基づいた計画の見直し以外にも、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとします。

また、本計画では、災害リスク情報の周知等により低災害リスク地域への自主的な立地・誘導を基本として区域を設定していますが、今後の見直しにおいては、人口減少・高齢化の進展状況を踏まえつつ、地域の実状を考慮しながら、居住推進区域の見直しについても検討を行っていきます。